

第3回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会

参考資料

【社会総がかりで取り組む教育の実現】

1	コミュニティ・スクール等の状況.....	1
2	県の実施事例（学びを支える地域に根ざした学校づくりの推進）....	2
3	障害のある人の状況.....	4
4	在留外国人の状況.....	5
5	いじめの認知件数.....	8
6	要保護及び準要保護児童生徒数.....	9
7	特別支援教育の状況.....	10
8	県の実施事例（誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進）...	12
9	県教育振興基本計画における社会総がかりで取り組む教育の実現に関連する施策とその位置付け.....	17
10	出典一覧	26

1 コミュニティ・スクール等の状況

1 県内コミュニティ・スクール指定学校数（年度別）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計	(参考) 県内公立 学校数
小学校	2	10	16	13	6	2	49	502
	磐田市 2	磐田市 10	富士市 1 御前崎市 5 磐田市 10	袋井市 12 静岡市 1	清水町 3 富士市 3	静岡市 2		
中学校	2	4	6	4	4		20	263
	磐田市 2	磐田市 4	御前崎市 2 磐田市 4	袋井市 4	清水町 2 富士市 2			
高等学校	1						1	95
	富士市 1							
幼稚園 認定こども園			6				6	287
計	5	14	28	17	10	2	76	1,147

2 地域学校協働本部設置数（平成29年度実績）

	実施市町数	本部数	対象学校数
県補助事業	19 市町	105 本部	203 校
市町単独実施	1 市 2 町 (伊東市、吉田町、森町)	20 本部	23 校
政令市	1 市 (静岡市)	12 本部	129 校
合計	23 市町	137 本部	355 校

3 放課後子供教室設置数（平成29年度実績）

	実施市町数	箇所数	対象学校数
県補助事業	19 市町	131 箇所	140 校
市町単独実施	1 町 (吉田町)	1 箇所	1 校
	1 町 (西伊豆町)	1 箇所	3 校
政令市	1 市 (静岡市)	33 箇所	33 校
	1 市 (浜松市)	5 箇所	5 校
合計	23 市町	171 箇所	182 校

2 県の取組事例

学びを支える地域に根ざした学校づくりの推進

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	学校運営協議会の導入に向けた取組への支援拡充 【義務教育課】	・保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校、家庭、地域社会、教育委員会が一体となって、地域とともにある学校づくりを進めるため、市町教育委員会等の指導主事や教職員、地域住民、保護者等を対象としたフォーラムの開催、運営体制づくりへの指導、助言により、各市町教育委員会の課題に応じた学校運営協議会の導入に向けた取組を支援する。
2	学校運営協議会導入後の取組への支援 【義務教育課】	・CSディレクターの配置に係る経費負担、学校運営協議会委員、教職員、地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後の運営体制づくりを支援する。
3	地域学校協働本部設置の推進 【社会教育課】	・「地域学校協働本部」の設置等を促進し、地域と学校の連携・協働による社会総がかりで子供たちを育む環境をつくり、「社会に開かれた教育課程」の実現と地域全体の教育力の向上を図る。
4	放課後子供教室の設置の推進 【社会教育課】	・地域社会の中で、子供たちが心豊かで健やかに育まれる安全・安心な活動拠点（居場所）をつくるため、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供する。
5	学校関係者評価の結果公表の促進 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、児童生徒や教職員が行った自己評価の結果について評価を行い、その結果を積極的に公開することにより、地域とともにある学校づくりを推進する。
6	特別非常勤講師の活用 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・幅広い経験と優れた知識・技能を持つ教員免許を有しない者を特別非常勤講師として任用し、教育上の諸課題に対応する一助とする。
7	スクール・サポート・スタッフの配置 【義務教育課】	・教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフを配置し、教員でなくてもできる業務を任せることで、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、授業改善をはじめとする教育の質の向上を図る。
8	部活動指導員の配置 【健康体育課】	・部活動指導の質的な向上と、教員の部活動に係る時間や経験のない競技の技術指導に対する負担を軽減するため、学校に専門的な知識・技能を有する指導員を配置する。

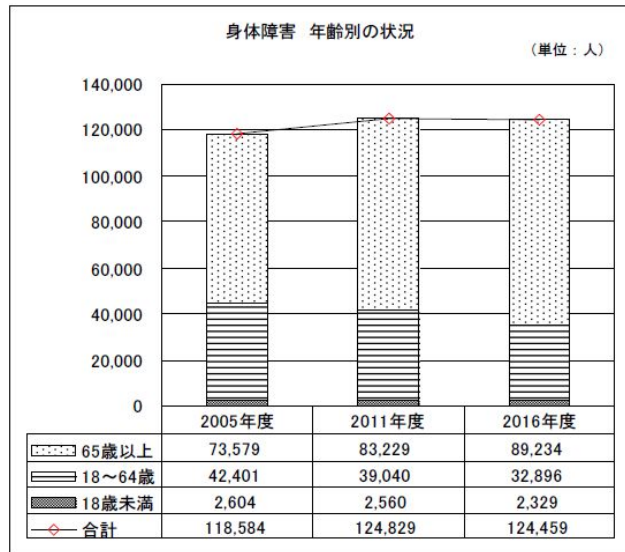
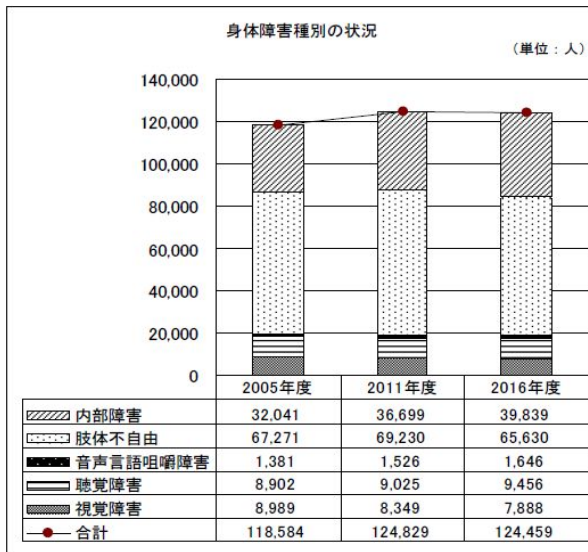
	項目	内容
9	「静岡県部活動ガイドライン」の策定 【健康体育課】	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の実態を把握し、部活動の意義や活動時間、休養日の設定等、適切な部活動の在り方を示す。
10	スポーツ人材バンクの管理運営 【健康体育課】	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ人材バンクを管理運営することにより、地域人材を活用して、部活動や社会教育活動の充実を図る。
11	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期対応を図る。 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題の解決に取り組む。 高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応する。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図る。さらに、拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等が連携して、様々な問題の解決を図る。 特別支援学校においては、平成27年度から拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全特別支援学校の児童生徒や保護者に対応する相談機能を高め、いじめの未然防止、早期発見を図る。
12	ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画） 【高校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間程度（2028年度）を見通した「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）」に基づき、急激に変化する社会の中で、生徒の実態や地域の実情等を踏まえた魅力ある学校づくりを推進する。

2 民間の取組事例

	項目	内容
1	外国人留学生等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間の団体が、外国人留学生との友好、平和を目指し、相互理解を深めるために、ホームステイ・ホームビジットの受入れのマッチングや交流イベント等を開催している。

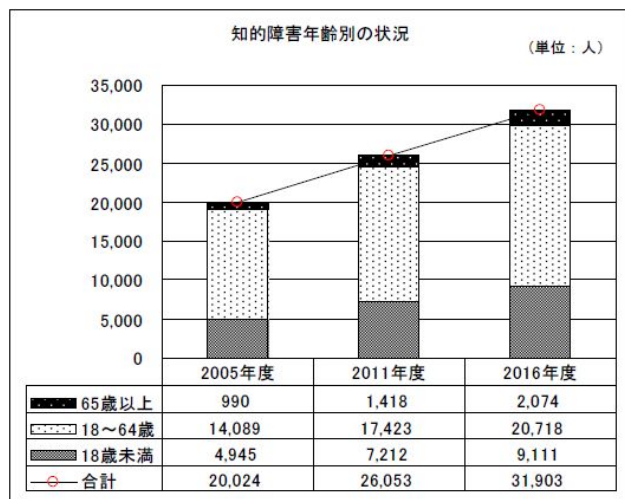
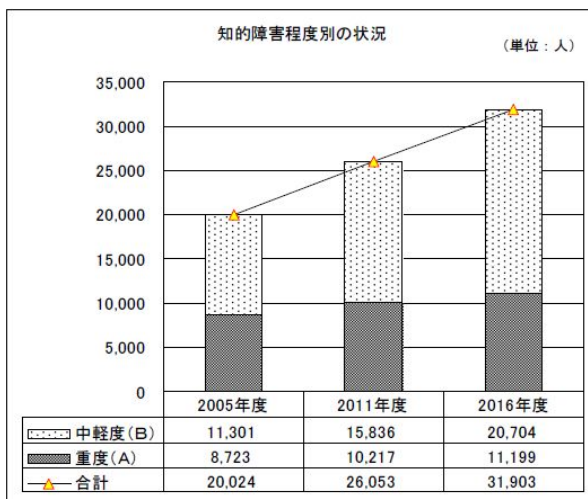
3 障害のある人の状況

1 身体障害



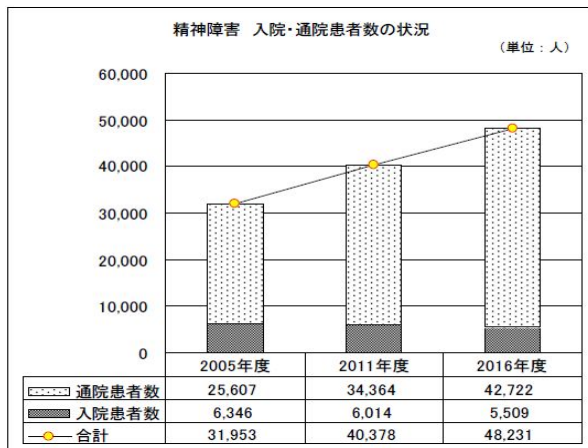
出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

2 知的障害



出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

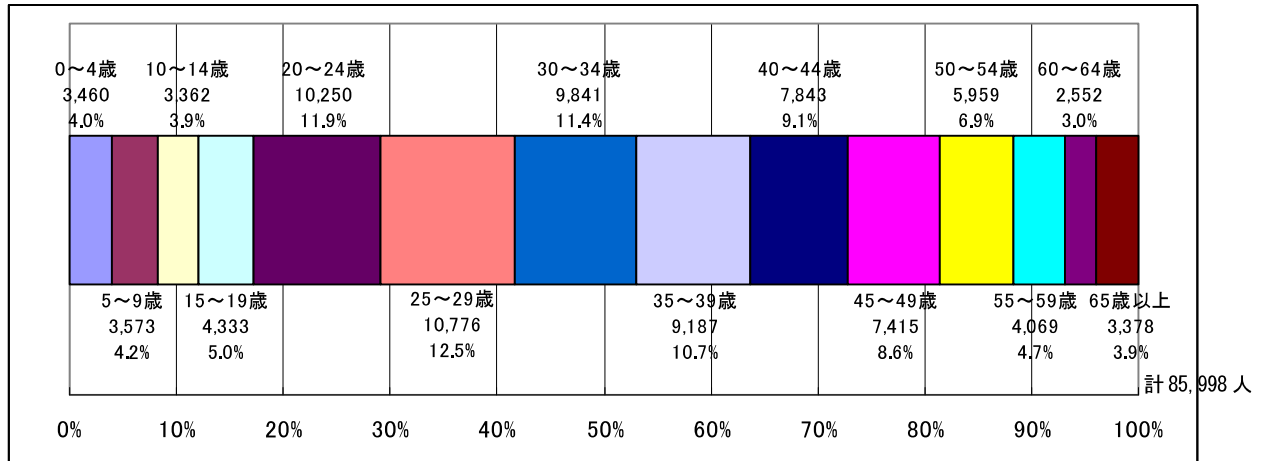
3 精神障害



出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

4 在留外国人の状況

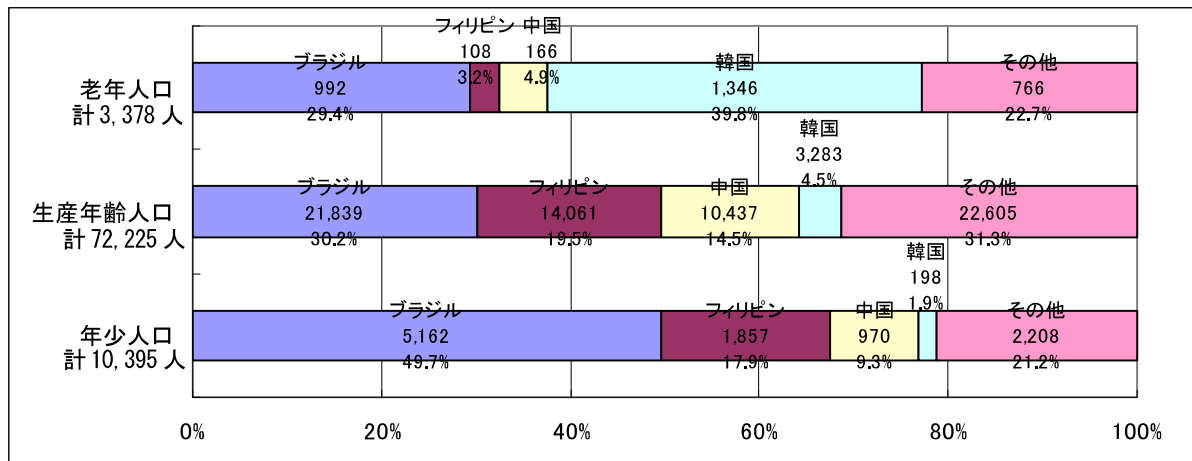
1 県内の年代別在留外国人数



※年代毎に四捨五入しているため合計が100にならない

出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

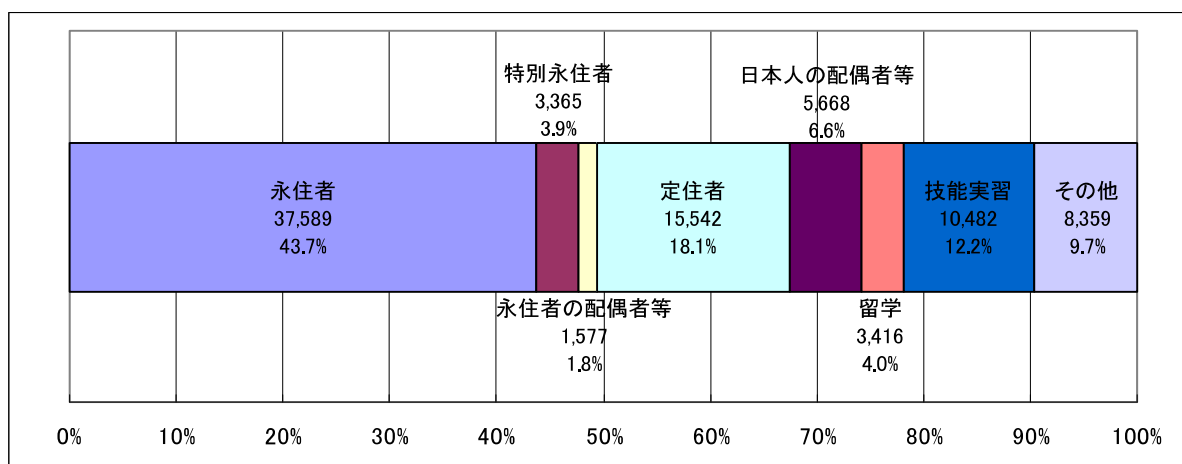
2 県内の年代・国籍別在留外国人数



※年少人口…15歳未満、生産年齢人口…15歳以上65歳未満、老年人口…65歳以上

出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

3 県内の在留資格別在留外国人数



※永住者…在留期間の長さ等を考慮して法務大臣が許可した者に与えられる在留資格

※特別永住者…第二次世界大戦前から日本で生活する朝鮮半島及び台湾出身者並びにその子孫に与えられる在留資格

※永住者の配偶者等…永住者等（永住者又は特別永住者）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生した者に与えられる在留資格

※定住者…法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者に与えられる在留資格。インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子等がこれに当たる。

※日本人の配偶者等…日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に与えられる在留資格

※留学…日本の大学、高等専門学校、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関して、これらに準ずる機関において教育を受ける活動に与えられる在留資格

※技能実習…開発途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能等の習得を支援する制度。入国直後の講習期間以外は、実習企業と雇用関係を結び、労働関係法令が適用される。

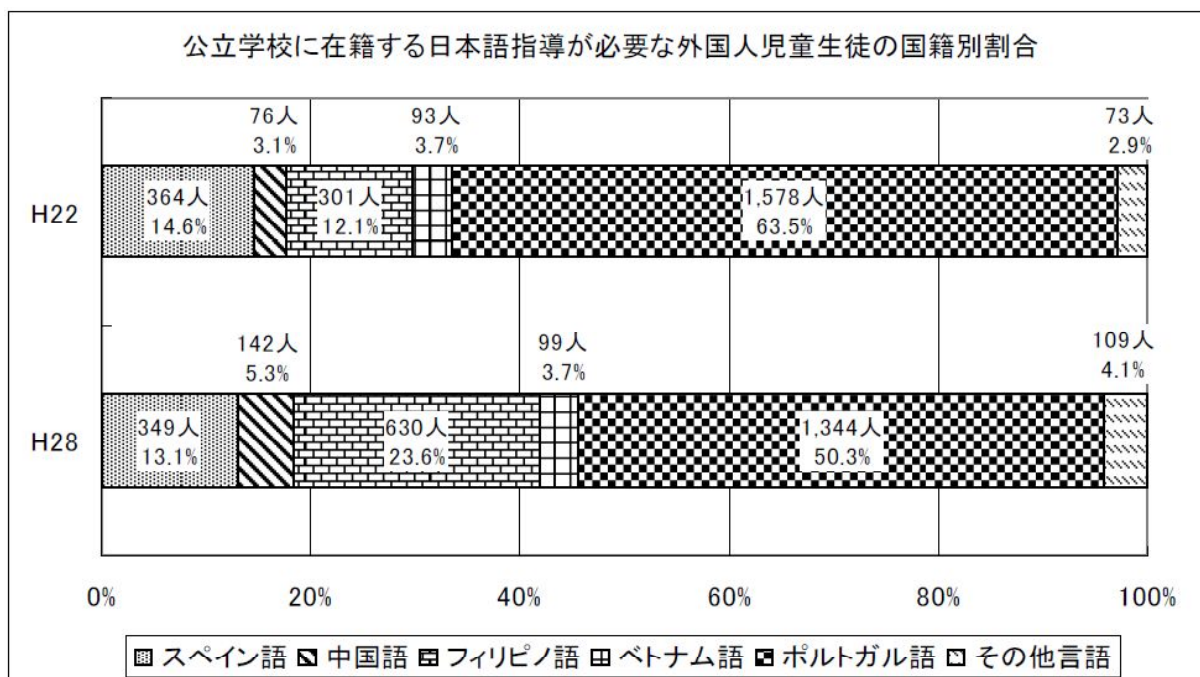
出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

4 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

5 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の国籍別割合



※国籍毎に四捨五入しているため合計が100にならない

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

5 いじめの認知件数

都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1,000人当たりの認知件数
1 北海道	5,343	2,055	935	22	8,355	15.5
2 青森県	3,853	1,214	163	7	5,237	38.8
3 岩手県	4,520	1,021	336	78	5,955	44.4
4 宮城県	15,840	3,161	280	7	19,288	77.9
5 秋田県	1,826	672	247	5	2,750	28.4
6 山形県	4,152	1,930	584	74	6,740	56.6
7 福島県	1,182	627	209	28	2,046	9.9
8 茨城県	9,871	3,045	170	53	13,139	39.4
9 栃木県	2,936	1,165	194	48	4,343	19.9
10 群馬県	1,952	523	440	65	2,980	13.6
11 埼玉県	6,724	2,258	222	54	9,258	12.2
12 千葉県	25,211	6,508	396	113	32,228	49.7
13 東京都	14,238	4,560	399	35	19,232	15.3
14 神奈川県	11,001	3,572	255	110	14,938	16.2
15 新潟県	7,921	1,785	221	8	9,935	41.6
16 富山県	491	390	104	15	1,000	8.9
17 石川県	760	399	101	7	1,267	9.9
18 福井県	606	302	116	9	1,033	11.5
19 山梨県	2,439	1,101	193	24	3,757	39.5
20 長野県	3,016	1,017	158	23	4,214	17.8
21 岐阜県	2,096	968	344	34	3,442	14.9
22 静岡県	4,911	2,750	171	29	7,861	19.3
23 愛知県	10,431	4,710	1,079	26	16,246	19.2
24 三重県	1,782	700	202	9	2,693	13.2
25 滋賀県	3,476	1,283	154	55	4,968	29.4
26 京都府	22,503	3,417	710	145	26,775	96.8
27 大阪府	14,095	3,346	349	132	17,922	19.0
28 兵庫県	5,898	3,343	506	73	9,820	16.3
29 奈良県	1,686	615	186	16	2,503	16.3
30 和歌山県	3,307	397	132	15	3,851	36.6
31 鳥取県	301	185	68	40	594	9.6
32 島根県	1,033	438	116	56	1,643	21.8
33 岡山県	1,246	653	270	60	2,229	10.3
34 広島県	1,509	620	135	15	2,279	7.3
35 山口県	1,890	947	123	19	2,979	20.4
36 徳島県	1,441	694	66	22	2,223	28.9
37 香川県	229	179	106	23	537	5.0
38 愛媛県	1,548	848	108	3	2,507	16.8
39 高知県	752	363	275	3	1,393	18.9
40 福岡県	3,234	1,599	215	2	5,050	9.1
41 佐賀県	268	200	87	1	556	5.6
42 長崎県	1,466	590	159	3	2,218	14.5
43 熊本県	1,352	815	433	31	2,631	13.1
44 大分県	2,931	628	138	9	3,706	29.7
45 宮崎県	9,388	1,351	166	42	10,947	85.7
46 鹿児島県	3,967	1,371	674	48	6,060	31.2
47 沖縄県	10,634	994	179	8	11,815	57.8
合計	237,256	71,309	12,874	1,704	323,143	23.8
平成27年度	151,692	59,502	12,664	1,274	225,132	16.5

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成28年度）

6 要保護及び準要保護児童生徒数

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率 (特別 交付金を含む) (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	13,358	69,230	82,588	185	82,773	382,575	3.49	18.10	21.59	21.64
青森県	1,063	17,212	18,275	48	18,323	97,916	1.09	17.58	18.66	18.71
岩手県	784	9,378	10,162	2,836	12,998	97,174	0.81	9.65	10.46	13.38
宮城県	2,109	17,589	19,698	8,042	27,740	180,595	1.17	9.74	10.91	15.36
秋田県	629	8,767	9,396	69	9,465	70,382	0.89	12.46	13.35	13.45
山形県	313	5,794	6,107	678	6,785	87,041	0.36	6.66	7.02	7.80
福島県	754	14,647	15,401	4,489	19,890	148,294	0.51	9.88	10.39	13.41
茨城県	1,304	15,333	16,637	176	16,813	231,418	0.56	6.63	7.19	7.27
栃木県	1,224	9,791	11,015	149	11,164	158,170	0.77	6.19	6.96	7.06
群馬県	626	10,730	11,356	151	11,507	160,221	0.39	6.70	7.09	7.18
埼玉県	6,463	67,359	73,822	309	74,131	558,966	1.16	12.05	13.21	13.26
千葉県	5,076	36,172	41,248	127	41,375	471,440	1.08	7.67	8.75	8.78
東京都	14,435	149,270	163,705	352	164,057	799,588	1.81	18.67	20.47	20.52
神奈川県	9,728	94,193	103,921	202	104,123	664,426	1.46	14.18	15.64	15.67
新潟県	1,096	31,437	32,533	415	32,948	173,287	0.63	18.14	18.77	19.01
富山県	68	5,514	5,582	19	5,601	82,817	0.08	6.66	6.74	6.76
石川県	239	12,444	12,683	43	12,726	93,006	0.26	13.38	13.64	13.68
福井県	194	5,189	5,383	13	5,396	65,236	0.30	7.95	8.25	8.27
山梨県	306	6,068	6,374	17	6,391	64,089	0.48	9.47	9.95	9.97
長野県	543	18,348	18,891	33	18,924	171,353	0.32	10.71	11.02	11.04
岐阜県	517	12,476	12,993	17	13,010	169,003	0.31	7.38	7.69	7.70
静岡県	1,836	18,228	20,064	18	20,082	293,809	0.62	6.20	6.83	6.84
愛知県	4,987	59,627	64,614	45	64,659	618,361	0.81	9.64	10.45	10.46
三重県	1,122	16,559	17,681	22	17,703	146,217	0.77	11.32	12.09	12.11
滋賀県	1,005	14,588	15,593	12	15,605	122,965	0.82	11.86	12.68	12.69
京都府	5,267	30,903	36,170	68	36,238	187,384	2.81	16.49	19.30	19.34
大阪府	21,481	135,238	156,719	85	156,804	662,225	3.24	20.42	23.67	23.68
兵庫県	7,662	60,474	68,136	59	68,195	435,816	1.76	13.88	15.63	15.65
奈良県	1,542	11,056	12,598	14	12,612	102,668	1.50	10.77	12.27	12.28
和歌山県	606	10,179	10,785	6	10,791	72,168	0.84	14.10	14.94	14.95
鳥取県	507	6,316	6,823	3	6,826	45,186	1.12	13.98	15.10	15.11
島根県	368	7,486	7,854	11	7,865	53,488	0.69	14.00	14.68	14.70
岡山県	2,003	20,755	22,758	44	22,802	154,001	1.30	13.48	14.78	14.81
広島県	3,605	44,217	47,822	12	47,834	220,004	1.64	20.10	21.74	21.74
山口県	801	23,305	24,106	14	24,120	105,114	0.76	22.17	22.93	22.95
徳島県	774	7,210	7,984	5	7,989	55,313	1.40	13.03	14.43	14.44
香川県	759	10,092	10,851	7	10,858	78,162	0.97	12.91	13.88	13.89
愛媛県	1,023	11,995	13,018	11	13,029	106,856	0.96	11.23	12.18	12.19
高知県	1,155	11,454	12,609	6	12,615	49,446	2.34	23.16	25.50	25.51
福岡県	9,270	85,772	95,042	19	95,061	403,862	2.30	21.24	23.53	23.54
佐賀県	353	7,818	8,171	13	8,184	71,236	0.50	10.97	11.47	11.49
長崎県	2,064	17,151	19,215	7	19,222	109,351	1.89	15.68	17.57	17.58
熊本県	1,605	19,813	21,418	19	21,437	146,515	1.10	13.52	14.62	14.63
大分県	905	13,896	14,801	12	14,813	89,953	1.01	15.45	16.45	16.47
宮崎県	995	13,575	14,570	12	14,582	90,871	1.09	14.94	16.03	16.05
鹿児島県	2,031	27,392	29,423	10	29,433	134,968	1.50	20.30	21.80	21.81
沖縄県	2,243	27,296	29,539	48	29,587	144,836	1.55	18.85	20.39	20.43
合計	136,798	1,329,336	1,466,134	18,952	1,485,086	9,627,772	1.42	13.81	15.23	15.43

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」(平成27年度)

7 特別支援教育の状況

1 県内特別支援学校の学校数・学級数

区分	学 校 数			学 級 数					教員数
	計	本校	分校	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	
H26	37	23	14	1,140	12	535	286	307	2,466
H27	39	25	14	1,189	15	546	300	328	2,658
H28	39	25	14	1,213	12	547	315	339	2,749
H29	39	25	14	1,282	13	589	327	353	2,783
H30	39	25	14	1,292	12	593	326	361	2,797
国立	1	1	-	9	-	3	3	3	29
公立	37	23	14	1,274	12	587	320	355	2,757
私立	1	1	-	9	-	3	3	3	11

出典：県学校基本統計速報

2 県内特別支援学校の在学者数

区分	在 学 者 数				
	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
H26	4,752	39	1,731	1,021	1,961
H27	4,868	41	1,768	1,055	2,004
H28	4,900	37	1,772	1,084	2,007
H29	4,984	39	1,797	1,069	2,079
H30	5,031	34	1,829	1,071	2,097
国立	59	-	17	18	24
公立	4,939	34	1,807	1,049	2,049
私立	33	-	5	4	24

出典：県学校基本統計速報

3 特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	幼 76.5%	幼 83.7%	幼 81.9%	幼 81.5%	幼 81.2%
	小 92.5%	小 94.4%	小 94.7%	小 93.4%	小 95.3%
	中 89.6%	中 86.6%	中 91.3%	中 91.3%	中 93.0%
	高 19.8%	高 22.3%	高 52.2%	高 55.4%	高 46.7%

出典：文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」

4 特別支援教育に関する校内研修を実施した割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援教育に関する 校内研修を実施した割 合	小 88.2%	小 88.8%	小 93.1%	小 89.1%	小 93.4%
	中 71.7%	中 77.9%	中 79.1%	中 74.4%	中 77.3%
	高 53.9%	高 50.9%	高 60.9%	高 62.7%	高 70.9%

出典：県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

5 特別支援学校高等部卒業者の就職者の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校高等部卒業 者の就職者の割合	34.8%	35.2%	37.0%	33.2%	41.1%

出典：県学校基本統計速報

6 特別支援学校高等部卒業者の大学等進学者の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校高等部卒業 者の大学等進学者の割合	1.0%	0.5%	1.0%	1.0%	0.6%

出典：県学校基本統計速報

8 県の取組事例

誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	外国人児童生徒相談員・外国人児童生徒スーパーバイザー・日本語支援コーディネーターの配置 【義務教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒相談員を配置し、各学校等からの要請に応じ学校等を訪問し、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピノ語又はベトナム語を母語とする外国人児童生徒等に対して助言・援助を行う。 外国人児童生徒スーパーバイザーを配置し、市町教育委員会、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校、幼稚園等を訪問し、担当教員、保護者、指導員等に対し、外国人児童生徒教育全般に関する必要な助言・援助を行う。 日本語支援コーディネーターを配置し、日本語指導が必要な児童生徒に対して編成する「特別の教育課程」の確実な実施に向け、学校や市町教育委員会を訪問し指導・助言を行う。
2	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 (再掲) 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期対応を図る。 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題の解決に取り組む。 高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応する。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図る。さらに、拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等が連携して、様々な問題の解決を図る。 特別支援学校においては、平成27年度から拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全特別支援学校の児童生徒や保護者に対応する相談機能を高め、いじめの未然防止、早期発見を図る。
3	不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止と対応のための支援 【義務教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題を未然防止するため、人間関係づくりプログラムの活用の推進を図るとともに、国立教育政策研究所の指定を受けて実施している「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果の普及に努める。

	項目	内容
4	「しずおか寺子屋」 創出事業 【社会教育課】	・大学生等の地域人材を活用し、子供たちが家庭学習の習慣を身に付けられるよう「しずおか寺子屋」として学習支援を実施
5	青少年交流スペース の設置、運営 【社会教育課】	・高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある子供・若者の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、相談機能と交流機能を備えた場を運営する。
6	支援機関マップの作成 【社会教育課】	・悩みを抱える子供・若者やその家族が利用できる支援や専門機関、相談窓口について説明したリーフレット「ふじのくに i (アイ) マップ」を作成・配布し、HP上に公開する。
7	合同相談会の開催 【社会教育課】	・ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子供・若者を支援する公的支援機関や民間支援団体による合同相談会を、困難を有する子供・若者を抱える保護者や学校の教員、市町行政担当者を対象に開催する。
8	特別支援学校等の施設整備 【特別支援教育課】	・「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、教育環境の整備を行い、施設の狭隘化の解消や、通学負担の軽減を図る。
9	「共生・共育」の 推進 【特別支援教育課】	・特別支援学校に在籍する児童生徒が地域に生活する一員としての自覚を高めるとともに、地域における理解を深めるため、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習(学校間交流、地域交流、居住地校交流)を計画的、組織的に推進する。
10	多様な障害に応じた 特別支援学校における 指導の研究 【特別支援教育課】	・すべての子供の一人一人の力を最大限に伸ばすため、実態把握の方法や子供の見方、課題達成に向けた計画の作成と見直し、配慮事項の共通理解等の研究や実践を行う。 ・医療的分野や心理的分野の専門性を有する人材を活用し、多様な障害に応じた指導方法の向上を図るための研究を行う。
11	個別の教育支援計画 ・指導計画等の作成 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・児童生徒の実態に応じた指導を充実し、地域社会での自己実現を支援するため、全ての学校において、個別の教育支援計画・指導計画等の作成と活用を推進するとともに、特に中学校から高等学校及び特別支援学校への進学の際の有効活用に努める。
12	特別支援学校のセンター的機能の充実 【特別支援教育課】	・特別支援教育コーディネーターを中心に地域の関係諸機関との連携を促進し、特別支援学校が担うセンター的機能の一層の充実を図る。

	項目	内容
13	特別支援教育コーディネーターの研修 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・特別支援教育の推進、充実を図るため、学校間ネットワークを構築するとともに、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施等により、指導的な役割を果たす教員を養成する。
14	小中学校における発達障害等のある生徒への支援 【義務教育課】	・LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥、多動性障害)、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態に合った支援を行うため、本務教員に加え、小中学校に非常勤講師を配置する。
15	高等学校における発達障害等のある生徒への支援 【高校教育課】	・発達障害等のある高校生の自立と社会参加を促進するため対象生徒を集めて行う専門的支援を東部、中部、西部において実施する。
16	学校支援心理アドバイザーによる支援 【高校教育課】	・特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、県立高校の教職員が適切に指導できるよう、学校支援心理アドバイザーによる教職員への支援の充実を図る。
17	視覚障害乳幼児の発達支援 【特別支援教育課】	・視覚に障害を有する乳幼児(0から2歳児)に対し、感覚・認知・運動などの発達を促す指導をするとともに、保護者に対して、望ましい親子関係の形成やより良い育児方法が身に付くよう支援する。
18	私立特別支援学校への支援 【私学振興課】	・私立特別支援学校に対して、教育条件の維持・向上並びに在学する児童・生徒に係る就学上の経済的負担の軽減を図ることを目的にその運営費への助成を行う。
19	特別支援学校における職業教育と進路指導の充実 【特別支援教育課】	・小学部から中学部、高等部へと系統性のある職業教育の充実を図るため、地区別の就業促進協議会等において、地域との関係や関係機関との連携を強化する。 ・生徒の実態に合った現場実習や職場体験の場の選択が可能になるよう、地域への啓発や受入場所の拡大に取り組む。 ・特別支援学校高等部の生徒が、個に応じた進路が決定できるよう、障害のある方の就労に関する支援の中核を担う「障害者働く幸せ創出センター」との連携による支援の充実を図る。
20	就労促進専門員の配置等、特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援 【特別支援教育課】	・特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援をするため、他部局との密な連携により、進路指導の充実を図るとともに、就労促進専門員を配置することで、就職実現率向上を目指す。 ・進路指導連絡協議会と地区別の就業促進協議会の連携を強め、情報交換や協議を深める。

	項目	内容
21	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援 【義務教育課】	・小中学校9年間（幼稚園を含めた12年間）を見通し、各発達の段階における指導の重点を明確にした継続的・発展的な道徳の時間（縦の接続）及び、家庭や地域の理解協力（横の連携）に基づいた学校生活全般における道徳教育を意識した幼稚園及び小中連携カリキュラムについて、研究推進地区（校）において研究する。
22	学校における読書活動の実施 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・各学校において、「朝読書」、「帰りの読書」などの読書の時間を設け、黙読のほか、音読、読み聞かせ等の読書活動を実施している。
23	消費者教育の充実 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・自立した消費者を育成するために、発達の段階に応じ、学習指導要領に基づき、各教科等における指導の充実を図る。 ・高等学校においては、民法の成年年齢引下げを見据え、くらし・環境部と連携しながら消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」の授業での活用を促進する。 ・特別支援学校では、キャリア教育の一環として、系統的・横断的に体験的な学習を行うなど個に応じた指導を実施。

2 知事部局の取組事例

	項目	内容
1	多文化共生社会の構築に向けた意識啓発 【多文化共生課】	・次代を担う子どもの多文化共生理解教育を推進するため、国際交流員等が県内小中学校・高等学校等へ出張し、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」を実施する。 ・外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業への参加を促進する。 ・様々な分野で活動している団体等と協働したイベントの開催を通じて、多文化共生意識の普及に努める。
2	ふじのくに型学びの心育成支援事業（通所） 【地域福祉課】	・生活困窮世帯の小学生から中学生を対象に県内11箇所を通所型の学習・生活支援教室を開催し、勉強のサポートなどの学びの場の提供や、七夕、クリスマス会といったイベントをとおした居場所の提供を行う。 ・学習支援事業のセミナーを開催し、ワークショップや先進事例の紹介等をとおし、市の実施する学習支援の内容の充実に支援している。

	項目	内容
3	ふじのくに型学びの心育成支援事業（合宿・キャリア形成） 【地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の小学4年生から中学生を対象に夏・冬・春休みの期間中に、学習のほか、生活体験や就業体験等を行い、将来への希望や自立心の育成を図る（合宿事業）。 生活困窮世帯の高校生世代を対象に合宿型のキャリア形成支援事業を年3回（夏・冬・春）開催し、大学等の見学や職業講話、就労体験をとおり、技芸を磨くための実学を習得する（キャリア形成支援事業）。
4	児童相談所の設置、運営 【こども家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を設置し、子どもの障害やしつけ、いじめについての相談など、18歳未満の子どもの様々な問題について、相談に対応する。
5	県ひきこもり支援センターの設置、運営 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもりの専門外来、相談、家族への支援等を実施し、ひきこもり状態からの回復を図るとともに、ひきこもりに関する知識の普及や教育研修を行う。
6	こころの問題を抱える児童生徒への対応 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における危機発生時に、速やかに混乱している現場へ専門職員を派遣し、技術的アドバイス等により関係者の実施するこころの健康管理対策を支援する。 周囲で悩みを抱えている人に気づいて声をかけ、話を聴き、必要な支援に早期につなげて見守るゲートキーパーを養成する。 若者向け相談窓口の設置、夏休み明け前のLINE相談の実施より、若者の相談に対応する。
7	障害のある人への心づかい推進事業 【障害者政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消と障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進するため、ヘルプマークの配布・普及啓発や、声かけサポーターの養成等を行う。
8	消費者教育推進事業 【県民生活課】	<ul style="list-style-type: none"> 高校や大学、専門学校等に対し、県民生活センターが出前講座を実施する。 教員を対象とした消費者教育研修を実施する。 民法の成年年齢引下げに対応するため、大学生向けの消費者被害防止サイトを作成する。 消費者市民社会の理念普及のため、ふじのくに消費者教育推進フォーラムを開催する。

9 県教育振興基本計画における社会総がかりで取り組む教育の実現に関連する施策とその位置付け

第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割、それを実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

また、発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実等、多様な人材を育む教育に取り組むとともに、学校教育を支える教職員の資質・能力の向上や学校における健康教育を推進します。

(1) 学校マネジメント機能の強化

■施策の内容

ア 学校の組織マネジメント機能や県民の教育ニーズへの対応状況について、学校関係者による評価を行い、学校運営の健全性の確保及び教職員の資質向上を図るとともに、それらの結果を積極的に公開することにより、地域とともにある学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域の連携を図り、地域社会の拠点となる学校づくりを目指します。

主な取組

- 学校マネジメントに必要な資質・能力の向上に関する研修の実施
- 学校関係者評価の結果公表の促進
- コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究成果の発信
- 地域学校協働本部の設置促進
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の養成・活用・フォローアップ
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施
- 「魅力ある学校づくり」指定研究事業成果の活用と発信

[担当：私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（県立高等学校第三次長期計画）」、「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、多様化する児童生徒の実態や地域社会の実情・ニーズに柔軟に対応した県立学校における魅力ある学校づ

くりを計画的に進めるとともに、中長期の施設整備計画の策定により教育環境の改善を図ります。また、市町からの相談等への対応や人的支援等、市町立学校の統廃合における学校運営を支援します。

主な取組

- 「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（県立高等学校第三次長期計画）」の推進
- 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の推進
- 県立高等学校における新たな学科（スポーツ・演劇・観光）の設置等に向けた研究
- 県立学校の施設整備や長寿命化改修等の実施
- 高等学校における特色ある教育課程の編成の研究
- 中山間地域校における教育環境向上等に向けた遠隔授業の研究
- ランドデザイン（学校経営構想図）や学校経営計画書の充実
- 公立中高一貫教育における成果や課題の検証と改善
- 小・中学校統合時の学校運営支援
- 賀茂地域教育振興基本方針を踏まえた広域連携による教育の推進支援
[担当：教育総務課、教育政策課、財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

(2) 学び続ける教職員の育成

■施策の内容

カ 業務改善を推進し、教職員が子供一人一人と向き合う時間を確保するため、教職員の多忙化解消のための実効性ある取組を推進します。

主な取組

- 学校の校務の見直しと成果の検証
- 業務改善に向けた研究成果の情報提供
- 教員をサポートする人的措置等の更なる充実
- 教育委員会が行う調査・会議等の縮減
- 情報ネットワークシステムの運用（再掲）
- 教材等のデータベース化の推進（再掲）
[担当：教育総務課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

(4) 特別支援教育の充実

■施策の内容

ア 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。

主な取組

- 特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制の整備
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用
- 医療的ケア対象の児童生徒が在籍する学校への看護師の配置
- 多様化、重度化する児童生徒の指導に対応する専門性向上に向けた研修の充実
- 学校間や就学前から就労まで視野に入れた引継ぎ・連携の推進
- 系統性のある職業教育充実のための地域や関係機関との連携強化
- 特別支援学校生徒の現場実習・職場体験の受け入れ場所の拡大
- 「障害者働く幸せ創出センター」との連携による就労支援の推進
- 地域自立支援協議会等との連携
- 児童生徒の実態に合ったICT機器等の整備

[担当：障害者政策課、教育政策課、特別支援教育課]

イ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習等、社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を推進します。

主な取組

- 幼児児童生徒の異校種間での計画的・組織的な交流及び共同学習の実施
- 交流籍を活用した交流及び共同学習の推進
- 特別支援学校分校と併置している高等学校等との交流促進

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

ウ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症等、様々な障害のある児童生徒を支援します。

主な取組

- 学習障害等に対応した通級指導教室の充実
- 高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進

- 発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育の在り方の検討
- 高等学校における発達障害等のある生徒の支援に向けた教職員の理解促進
- 発達障害の理解と対応のための教職員の研修の実施
- 県発達障害者支援センターによる教職員の専門性の向上
- 障害のある児童生徒をサポートする支援員・学校支援心理アドバイザーの配置
- 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための小・中学校への非常勤講師の適切な配置

[担当：私学振興課、発達障害者支援センター、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

エ 特別支援学校の受入体制を整備するとともに、地域のセンター的機能を高め、医療機関や福祉施設との連携を含めて、地域の支援システム構築に向けた取組を推進します。

主な取組

- 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づく特別支援学校の施設狭隘(あい)化解消
- 施設の老朽化や障害の重度・重複化及び多様化に対応できる教育環境の整備
- 児童生徒の通学負担の軽減
- 地域の支援システムの構築への協力
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校のネットワーク機能の強化

[担当：財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 グローバル人材の育成

我が国が世界の一員として積極的な役割を果たしていくためには、郷土を愛するとともに、多様性を理解し、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた国際社会に貢献できるグローバル人材の育成が必要です。静岡県魅力を的確に伝えることができるプレゼンテーション能力、外国の文化や歴史等を理解し受け入れることができる姿勢等を育むとともに、外国語教育や外国人児童生徒等への教育の充実に取り組みます。

(1) 海外留学等の相互交流の促進

■施策の内容

イ 多文化共生に向けた国際理解に係る教育を推進するため、教職員や青年、学生等の海外研修や相互交流を推進します。

主な取組

- 富士山静岡空港を利用した海外教育旅行の促進
- モンゴル国（ドルノゴビ県を含む）との高校生相互交流
- 中国浙江省との短期留学生交流
- 中国浙江省への中国語研修生（民間対象）の派遣
- 日中青年リーダーの交流推進
- 訪日教育旅行等を通じた台湾との交流
- JICAボランティア、日本語パートナーズへの参加促進
- 教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアへの参加奨励
- 外国人住民と日本人住民の多文化共生社会の構築に向けた意識啓発

[担当：地域外交課、多文化共生課、大学課、空港利用促進課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]

第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 地域ぐるみの教育の推進

学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援や子供たちの社会参画に向けた教育支援の充実等を図ります。

(2) 地域・企業等と学校の連携・協働の充実

■施策の内容

ア 地域・家庭と学校の連携・協働を強化し、全ての学校区において地域学校協働本部の設置を促進するとともに、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、地域全体で子供を育みながら、地域住民とのつながりを深め、学校を核とした地域づくりを活性化させます。

また、家庭等において主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等における学習支援を行います。

主な取組

- 地域学校協働本部の設置促進（再掲）
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の養成・活用・フォローアップ（再掲）
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施（再掲）
- 県民を対象とした学校支援講座の実施
- 「しずおか寺子屋」による放課後等学習支援の促進
[担当：義務教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するとともに、地域に根ざした学習の機会の充実を図ります。

主な取組

- CSディレクター、コーディネート教職員に対する研修の実施
- コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究成果の発信（再掲）
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施（再掲）
[担当：義務教育課、総合教育センター]

ウ 地域の教育資源である芸術家、スポーツ指導者、教育関係者等の人材情報を市町や学校へ積極的に広報し、学校教育、社会教育の場における活用を推進します。

主な取組

- スポーツ人材バンクの活用促進（再掲）
- 地域学校協働本部による人材のネットワーク化の推進
- 特別教諭等の外部人材の活用の拡大（再掲）

[担当：高校教育課、健康体育課、社会教育課]

(4) 社会参画に向けた教育・支援の充実

■施策の内容

ウ 確かな目で本物を見極めることができ、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）を踏まえた消費者教育の充実を図ります。

主な取組

- 消費者教育推進フォーラムの開催
- 学校における消費者教育の体系的な推進
- 成年年齢の引下げを見据えた高校生等への消費者教育の実施
- 県民生活センター等による出前講座の実施
- 消費者教育講師を活用した市町等が実施する出前講座の支援

[担当：県民生活課、義務教育課、高校教育課]

3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人々が生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持って社会の担い手となれるよう、質の高い教育を推進するとともに、誰もが安心して幸せに暮らすことができる社会の構築を目指します。

(1) 学びのセーフティネットの構築

■施策の内容

ア 生活様式の変化や価値観の多様化、地域の中での孤立等に伴う保護者の不安や悩みを軽減するとともに、児童虐待やモラルの低下等を防ぐため、障害のある子

供に対する早期支援等、子育て支援体制の確立を目指します。

主な取組

- 生活困窮世帯の子供に対する生活習慣の改善や学習意欲の喚起を目的とする
学びの場の提供
- 学校内外の学びや就学の環境づくりの推進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 市町が行う就学援助制度の趣旨及び申請手続に関する周知への支援
- 高校生の修学に向けた支援の充実
- 県立高等学校の定時制・通信制課程在学学生への教科書購入費等の助成
- 国の幼児教育無償化の動きへの対応
- 特別支援学校での超早期教育の推進
- 家庭教育支援チームによる活動の推進（再掲）
- 児童相談所の体制強化
- 市町要保護児童対策地域協議会の活動の充実への支援
- 外国人児童生徒の学びや就学への支援（再掲）
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助（再掲）
[担当：私学振興課、地域福祉課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、
社会教育課]

イ 青少年の社会的自立に向け、青少年問題に総合的・包括的に取り組む体制の整備を進めるとともに、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、「第3期静岡県子ども・若者計画」を策定し、全ての子供や若者が社会生活を円滑に営むことができるよう取組を推進します。

主な取組

- ひきこもりの子供・若者や保護者をサポートする「アンダンテ」の運営充実
- 青少年の不登校、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催、iマップの作成
- 県ひきこもり支援センターの運営充実
- ひきこもり当事者が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」の設置
[担当：障害福祉課、社会教育課]

(2) いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応

■施策の内容

ア いじめ・不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上を図ります。

主な取組

- 学校における教育相談体制の充実
 - 教育相談事業の充実（面接相談、電話相談、学習支援室開設）
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の更なる推進
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー対象の協議会、研修等の開催
 - こころの緊急支援チームの派遣
 - ゲートキーパーの養成
 - 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催
 - 「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の推進
 - 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部の開催
 - 人間関係づくりプログラムの活用推進
- [担当：私学振興課、障害福祉課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ 子供たちに基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー等を身に付けさせるため、地域人材の活用をはじめとする社会総がかりによる取組を推進するとともに、発達段階に応じた道徳教育を推進します。

主な取組

- 学習指導要領に対応した道徳教育の充実
 - 道徳教育推進地域の設置
 - 児童生徒が自らきまりやマナーについて考え行動するための取組の推進
 - 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催（再掲）
- [担当：教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

10 出典一覧

1 県の調査

(1) 県学校基本統計

調査対象	・県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校 ・学校教育法第18条に基づく不就学の学齢児童及び学齢生徒等
調査時期	毎年5月
調査方法	全数調査

(2) 学校対象調査

調査対象	学 校：全県立学校及び市町立学校・市町立幼稚園（政令市を除く） 教 職 員：抽出校の全ての教職員 児童生徒：抽出校の全ての小学5年生、中学2年生、高校2年生、特別支援学校児童生徒 ※抽出校：小・中学校の15%程度、高等学校の25%程度、特別支援学校の30%程度
調査時期	毎年2月～3月
調査方法	各学校等に調査票を送付し、記入された調査票を回収

2 国の調査

(1) 在留外国人統計（法務省）

対象	ア 在留外国人 中長期在留者及び特別永住者 イ 総在留外国人 在留外国人及び入管法の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の（ア）から（エ）までのいずれかにあてはまる者 （ア）「3月」以下の在留期間が決定された者 （イ）「短期滞在」の在留資格が決定された者 （ウ）「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 （エ）（ア）から（ウ）までに準じるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
時期	毎年6月、12月

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）

調査対象	全国の公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校
調査時期	隔年5月（2年ごとに調査）
調査方法	全数調査

(3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

調査対象	全国の国公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会
調査時期	毎年
調査方法	全数調査

(4) 就学援助実施状況等調査（文部科学省）

調査対象	全国の市区町村教育委員会
調査時期	毎年
調査方法	全数調査

(5) 特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）

調査対象	国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校
調査時期	毎年9月
調査方法	全数調査